

沖縄疎開と大分県庁 一 昭和十九年七月～十月

武 田 信 也

はじめに—沖縄疎開研究—

(1) 太平洋戦争における沖縄県からの疎開についての先行研究は、送り出す沖縄県側が多く、『沖縄県史』に基本的な記述がある。沖縄戦において県庁機構が消滅し、県庁文書をはじめとする史料が失われた中で、史料不足を克服する活動は『沖縄県史』以後の『沖縄県史料』や各自治体史の成果となっている。

県知事と県庁機構という視点からは幾つかの研究を挙げることができる。沖縄県知事の日記を元に戦時中の沖縄の実態を追う野里洋氏の研究は、「日記」という県知事関係の史料発掘と公開を行った点で意義のあるものだ。大城将保氏は県知事の「知事事務引継書類」を分析し戦前の県庁機構の復元を行つた。⁽²⁾また荒井紀雄氏の研究は、各地にある公文書等の史料を収集し、疎開を含む沖縄戦に至る過程を沖縄県庁側から見たものである。

政府の疎開計画作成経緯については防衛庁、文部省史料等を利用した原剛氏の研究⁽³⁾がある。

受入県側の対応については、宮崎県の学童疎開研究に成果が見られる。その特徴は未公開史料の分析による実態の把握であり、最近完結した『宮崎県史』通史編もその研究をほぼ踏襲した記述となっている。⁽⁴⁾『宮崎県史』では通史編とは別に史料編⁽⁵⁾が作られ明治以降の近代史料が活字化されたが、それでも明治二十年代までに止まっており、保存面からも劣化が危ぶまれる太平洋戦争中の史料は活字化されなかつた。

大分県では『大分県史』に記述はなく、編集方針として史料編が作られなかつたこともあり関係史料も活字化されなかつた。県内市町村史(誌)では現在までに『津久見市誌』、『直入町誌』、『萩町史』、『弥生町誌』、『直川村誌』に沖縄疎開の記述がある。⁽⁸⁾しかしここでも史料編の形態は取られていない。『大分県教育百年史』⁽⁹⁾には学童疎開関係の聞き取りがあるが、当時存在しない県庁の部署名があり、また典拠が明確でないなど検討を要する点がある。正面から取り上げた研究としては長野浩典氏の研究があり、『大分縣報』や新聞、聞き取り調査から大分側の対応の検討を行つてゐる。

管見しただけでも、送り出す側の沖縄県の研究は盛んであるが、受入側の九州各県の研究は数が少なく、未だ途上と言わざるを得ない。

一、早川大分県知事と沖縄県

昭和十八(一九四三)年七月、沖縄県知事早川元(はやかわはじめ)は、大分県知事として転任した。⁽¹¹⁾沖縄県時代の早川知事について昭和十八年十二月の大分県会速記録⁽¹²⁾に記録がある。

我ガ沖縄縣知事早川氏ガ、今度大分縣ニ轉任ニナツタ、早川長官ハ沖縄縣ニ於テ非常ニ縣政ニ活動サレタ方デアツテ、沖縄縣民信頼ノ的デアツタ、今度大分縣ニ出ラレタコトハ、沖縄縣トシテハ非常ニ惜シンデオルガ、御榮轉ノコトデ止ムヲ得ヌカラ涙ヲ呑ソデ沖縄縣民ハ御別レヲシタノデアル、貴下ハ大分縣デ縣會議員ヲシテ居ル、此ノ早川長官ヲ迎ヘタコトハ大分縣ノ非常ニ光榮デアルカラ貴下モドウカ協力シテ、大分縣政ノ爲ニ盡サレタイ

これは、当時の県会議員中野時太郎が早川知事への質問中に紹介した書簡である。那霸在住の友人からの書簡中で早川知事は、沖縄県で精力的に執務を行い、県民からの信頼を得ていたと評されている。單なる社交辞令と穿った見方もあるうが、新

聞等と異なり私的な書簡中の記述であることから、当時の沖縄県民の知事に対する見方の一つを示していると考えられる。

事実、熊本県総務部長から沖縄県知事に転任後の昭和十六（一九四二）年の日記には、沖縄県内の施設や先島などの離島を視察した記録が多く見られる。⁽¹³⁾また、昭和十八年七月大分県知事転任の際作成された「知事事務引継書類」⁽¹⁴⁾には、食糧當團の設立、大政翼賛会組織の整備、民間防空組織の整備などが挙げられている。早川知事が在任したのは沖縄が戦場になる以前のことであり、實際には連合軍の攻撃にもさらされることはなかった。『鉄の暴風－沖縄戦記』⁽¹⁵⁾に「官吏に似合わぬザンギリ頭、誰よりも率先して着込んだカーキー色の国民服」とあるように、国策推進に奔走した知事として評価される向きが強い。

昭和十八年七月の異動により大分県知事として着任したが、その後の県政について『朝日年鑑』⁽¹⁶⁾の大分の欄には、米麦、木材増産や、県下の生産現場を精力的に視察する様子が伝えられている。

昭和十九（一九四四）年の沖縄県からの疎開に際し、早川知事は大分県知事として対処することになった。沖縄県側の疎開担当者として活動した浦崎純特別援護室長は、昭和十九年秋の大分県の受入に関して「沖縄県知事から転任した早川元氏が、前任の大分県知事（その頃は施政〔司政〕長官として南方に勤務していた）であった縁故から、私の接觸した部課長は沖縄に親近感をもつていたので、あらゆる点で事がうまく運んだ」⁽¹⁷⁾と証言している。

早川知事の前任地が沖縄県であったことを大分県の対応の下地としているが、この証言を裏付けるためには、三つの史料が考えられる。まずは早川知事や当時の県幹部の日記や手記などの私記録である。これについては早川知事の日記を活字化した野里洋氏によつて調査が行われている。⁽¹⁸⁾それによると、沖縄県知事時代につけていた知事の日記も、現在のこるのは昭和十六年の一年間のみで、その他の史料も当時の新聞などを除いて存在しないという。野里氏の調査は沖縄県時代に主対象を絞つたものと考えられるが、状況からみて大分県知事時代の日記残存は現在のところ可能性が低いようである。

もう一つは、知事事務引継書などの公的記録である。早川知事は一年三ヶ月の知事在任をへて、昭和十九年十月四日に海軍司政長官としてボルネオに転出するが、⁽¹⁹⁾調査の結果、このとき作成されたと見られる知事事務引継書は現在所在不明である事

が分かつた。大分県庁が関与する以上、当時の県政重要事項として沖縄疎開に関する記述も当然あつたと予想され、早川知事の事務引継書が存在しないことが、大分県における受入の実態を分かりにくくしていると言つてもよい。県会議事録等にも関連事項の記載はない。

最後に新聞だが、早川知事や当時の県幹部は、新聞にも沖縄県からの疎開について発言を残していない。結局知事の「日記」、「事務引継書」、「新聞」など沖縄にある史料と同様・同種類の物が大分には残っていないことが明らかになつた。

大分県によつて戦後編纂された『大分縣政史』、全国県知事の事蹟をまとめた『日本の歴代知事』にも早川知事と沖縄疎開のことは記述がない。一方で沖縄県からの疎開が事実として存在するのであり、早川知事在任中に始まつた沖縄県の疎開について史料の空白を埋め、事實を確定することが必要である。受入県側(大分県側)の対応を追う試みは、県知事の日記・事務引継書等、重要史料が不足しているが、今回は公文書などの記録史料から受入実態の把握を行う。

二、大分県受入開始に至る過程

(一) 疎開の開始と受入県の対応

昭和十九年七月七日、鹿児島・沖縄両県知事宛に政府命令が届いた。内容は管下の島々(奄美大島・徳之島・沖縄島・宮古島・石垣島)から老幼婦女子を七月中に疎開させるという計画で、沖縄県からは本土へ八万人、台湾へ二万人の予定であつた。⁽²⁰⁾原剛氏によれば、この計画は当初陸軍の調査によつて具体化し、軍部の要請によつて政府が最終的に閣議決定したものであつた。⁽²¹⁾

昭和十九年八月に作成された西廣宮崎県知事の「縣務引継書」⁽²²⁾には社会課所管事務引継として「西南諸島引揚民ノ受入ニ關スル件」という項目が立てられ、受入の経緯が説明されている。

沖縄及薩南諸島ニ於ケル食糧事情及國土防衛ノ強化等ノ関係ニ因リ同諸島民中老、幼、婦女子ニシテ引揚希望ヲ有スルモノヲ内地ニ引揚ケシムル方針決定セラレタルニ依リ這般來引揚並揚陸關係縣タル沖縄鹿児島兩縣並内務省防空總本部、厚生省、西南〔部〕軍總司令部其他關係當局間ニ於テ引揚ニ関スル措置ヲ進メラレツトアル所ナルガ此ノ内沖縄ヨリノ五万人民ガ鹿児島港上陸本土ニ引揚ゲルモノナル見込ナリ、而シテ右ノ内無縁故者ニシテ長期ニ亘リ宿舍其ノ他生活上ノ斡旋ヲ要スト認メラルゝモノハソノ九割四万五千人ト想定セラルゝモ鹿児島縣ニ於テハ他方薩南諸島(大島諸島)ヨリノ引揚豫定人員八万七千人ヲ収容スペキ立場ニ在リ沖縄諸島ヨリノ引揚民受入ノ餘力ナキヲ以テ本縣並熊本縣ニ於テ引受方交渉アリ協議ノ上之ヲ受諾ノコトナリタリ

ここでは沖縄からの「疎開」を「引揚」としている。沖縄や南洋群島の場合、政府は「引揚」と呼ばせていたが、後に沖縄でも「疎開」と呼ぶようになつた。⁽²³⁾ 例え本籍が他県にある沖縄在住者(県外出身者)であれば敗戦後の外地引揚同様「引揚」としてもよいと考えるが、沖縄県内出身者の場合は県外転出の「疎開」となる。対象となる「老、幼、婦女子ニシテ引揚希望ヲ有スルモノ」に県外出身者と県内出身者で厳密な区別はなされておらず、以後本稿では沖縄疎開に関して史料上「引揚」とあつても便宜上「疎開」として理解する。

「縣務引継書」によれば沖縄からの疎開目的は食糧と軍事上の問題の二点からであつた。当初は九州へ八万人を予定していたが、この時点では疎開者を五万人としている。受入県決定の過程は鹿児島が奄美諸島の疎開者受入のため無縁故者受入県から外され、宮崎と熊本に無縁故者受入県が決まつたことが分かる。大分県受入のことは「縣務引継書」に記載はない。『宮崎県史』⁽²⁴⁾では大分県受入予定人数を一万人としている。浦崎文書課長の証言によれば「宮崎と熊本は、同時に受け入れはじめたが、大分は宮崎、熊本の終るのを待つて受け入れられた」⁽²⁵⁾とあり、大分県は受入県の序列が三番目であった。

昭和十九年八月の段階では、「八月二日九州地方行政協議會ニ於テ管内各縣内政部長ヲ召集本引揚ニ伴フ輸送並受入ニ関ス

ル協議會開催、本縣ヨリ内政部長及社會課長出席ス」⁽²⁶⁾とあつて、九州地方行政協議會が各県内政部長を招集し、疎開事務の協議を行つていたことがわかる。

九州地方行政協議會は九州各県の連絡調整を図るため設置された広域行政機関で、当時の協議會會長(福岡県知事を兼任)は臼杵出身の吉田茂であつた。協議會事務局長であつた岩差秀盛は沖縄からの疎開事務に関して

沖縄に敵前上陸して来るんぢやないかということで、軍部の方の計画として沖縄県民の婦女子を内地に引き揚げようといふことで、鹿児島、宮崎、熊本、大分の各県に受け入れ態勢を整え、それを受け入れるために私も鹿児島の港まで参つた。
そして受け入れの県にそれを引き継いでいった。

と九州地方行政協議會の役割を回顧している。⁽²⁷⁾昭和十九年七月のサイパン島陥落直後、連合軍の進路が沖縄であるとの予測は、
当時の一部政界關係者の見解にも見える。⁽²⁸⁾先に挙げた宮崎県知事の「縣務引継書」によると、沖縄県は特別援護室を設置し、
浦崎文書課長を兼任室長とした。『沖縄県史』には特別援護室事務分掌があり、受入業務事務局として宮崎県は鹿児島港、熊
本県と大分県關係は佐世保港が当初指定されていた事が分かる。⁽²⁹⁾

昭和十九年八月、沖縄県から受入交渉のために大政翼賛会沖縄支部の來間泰邑組織部長が九州に派遣された。⁽³⁰⁾

私は軍の飛行機で南九州四県に交渉へ行つたのです。鹿児島だけは緣故疎開でしたが、宮崎、大分、熊本へは集団疎開させるために、学校、お寺に住ませるよう、交渉に当たつたのです。県は八万人を疎開させる予定でした。鹿児島には県職員が常駐していましたので、宮崎までは県庁の者も交渉を行つていますが、大分、熊本の方は私の方が先に頼みに行つてあります。部長や知事に会つて、「よろしくお願いします」と言つたら「大変でしよう、引受けましよう」と言つてくだ

さいました。

この証言では鹿児島県は縁故疎開地となつてゐるが、先に見たように鹿児島県は県域である奄美諸島の受入県でもあつた。

八月以降の疎開者の大半は無縁故者であつたから、宮崎、熊本、大分の三県は無縁故者の集団疎開受入を主に担当した。

沖繩県は鹿児島県府内に臨時事務所を設置しており、宮崎県には七月三十日に沖繩県の浦崎文書課長が受入依頼を行つてゐる。⁽³¹⁾ 大分熊本両県へは米間組織部長が依頼に出向いたが、彼に早川知事が応対したかどうかは史料上確認できない。また、宮崎大分双方とも新聞に沖繩県関係者來県に関する記事はない。

大分県においては、九州地方行政協議会が各県内政部長を招集し、疎開事務の協議を行つた昭和十九年八月二日の翌々日である四日に「沖繩縣々外轉出者受入ニ關スル件」⁽³²⁾が各地方事務所長・警察署長・市町村長宛に通牒された。

疎發第五二一號

昭和十九年八月四日

大分縣疎開地方轉出者斡旋本部長

各地方事務所長

各警察署長殿

各市町村長

沖繩縣々外轉出者受入ニ關スル件

時局ノ情勢ニ鑑ミ沖縄縣ニ於テハ其ノ縣下在住民中老幼婦女子等ニシテ希望ヲ有スル者ハ之ヲ他府縣ニ轉出セシムルコト相成リ該転出者ハ別紙證明書ヲ爲シタル轉出申告書ヲ有シ七月中旬頃ヨリ逐次夫々轉出ノ豫定ナルニ付防空重要都市疎開転出者同様家居、就職、轉入學等ノ斡旋供與ニ付格段ノ配意ヲ拂ハレ度此段及通牒候也〔以下別紙省略〕

これは昭和十九年二月十日に決定した「大分縣疎開地方轉出者取扱要綱」の沖縄県県外転出者への適用に基づくものだつた。大分縣疎開地方転出者斡旋本部長(本部長は大分県知事が兼任)からの前掲通牒によれば、「〔沖縄〕縣下在住民中老幼婦女子等ニシテ希望ヲ有スル者」について七月中旬より転出を予定しております、他県からの疎開者同様住居や就職転入学に配慮することを求めている。

この通牒は大分縣の公報『大分縣報』に登載された。沖縄県からの疎開が秘密裏に進められたことは宮崎県の事例報告の中で触れられている。⁽³³⁾ 沖縄県関係者の来県すら新聞報道されない中で、「時局ノ情勢ニ鑑ミ沖縄縣ニ於テハ其ノ縣下在住民中老幼婦女子等ニシテ希望ヲ有スル者ハ之ヲ他府縣ニ轉出セシムルコト相成リ」と一般の目に触れる県報に疎開関連の情報を登載している。通牒の宛先は各地方事務所長・警察署長・市町村長であり一般県民ではないので内部通牒も可能だつたはずだが、大分県は沖縄県民受入の周知徹底を優先しているのである。

(二) 「沖縄縣引揚民保護対策要綱」の決定

宮崎県における沖縄県学童疎開を検討した三上謙一郎氏によれば、當時受入のため鹿児島に派遣された宮崎県の松浦定光視学官のメモに宮崎県の受入限界と、大分県に受入を切換える内容の内務省電報がある。⁽³⁴⁾ これによると宮崎県の受入限界は九月中旬である。この九月中旬には、大分県における受入の動きが公文書に見られる。昭和十九年九月十九日の大分県内政部長から文書課長宛の文書では

兵厚第五二二八號

昭和十九年九月十九日

大分縣內政部長（内政部長印）

文書課長殿

沖繩縣引揚民ノ受入及保護ニ関スル件

沖繩縣引揚民多数本縣ニ引揚転入スベク曩ニ政府ヨリ示達アリタルニ付テハ之力受入及保護ニ關シ萬遺憾ナキ措置〔ヲ〕講ズル為別紙ノ通り要綱決定相成候條協力方特ニ配意相〔成〕度候

とあつて、沖繩縣疎開者転入に関する政府通達を受けて、疎開者の受入及び保護のために大分県では「要綱」を決定したこと
がわかる。この文書をもつて、先行する宮崎県の受入限界に伴う大分県への受入開始は昭和十九年九月中旬と考えられる。

早川知事をはじめとする大分県幹部は、八月四日に通牒した「大分縣疎開地方轉出者取扱要綱」の沖繩縣疎開者（主に縁故
疎開者を対象にしたものと考えられる）への適用に並行して、集団での無縁故疎開者受入に備え「萬遺憾ナキ措置〔ヲ〕講ズ
ル為」に一カ月間で新たな受入態勢を検討整備したのである。別紙書類として決定した要綱が添付されている。

沖縄縣引揚民保護対策要綱

一、方針

沖縄縣引揚民(以下引揚民ト稱ス)ヲシテ本縣ニ轉入セムトル者ノ受入及保護ニ関シテハ別ニ定ムルモノヲ除キ本要綱ニ依リ之ヲ為スモノトス

二、対象

引揚民ト稱スルハ沖縄縣在住者ニシテ概ネ六十歳以上ノ老齢者、十二歳以下ノ児童及幼兒並ニ婦女ニシテ政府ノ指示ニ依リ本縣ニ轉入ヲ命セラレタル者ヲ云フ

三、機関

- (一) 本要綱ニ基ク事務ヲ統轄スル為縣ニ沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部(以下中央本部ト稱ス)ヲ置ク中央本部ノ規程ハ別ニ之ヲ定ム
- (二) 地方事務所及市ハ縣ノ指示ニ基キ引揚民ノ受入及保護ヲ為ス
- (三) 町村ハ縣及地方事務所ノ指示ニ基キ引揚民ノ受入及保護ヲ為ス
- (四) 警察署ハ引揚民ノ受入及保護ニ關シ地方事務所、市及町村ニ積極的協力ヲ為スコト

四、受入

(一) 方針

原則トシテ緣故者アルモノハ緣故先へ落着シムル様勧奨スペキモ緣故ノ程度ヲ充分検討シ勧奨ノ限度ヲ越ヘ

無縁故者ハ縣及地方事務所ノ手續ヲ經由シ市町村ニ於テ受入ルゝモノトス

(二)方法

揚陸地ヨリ縣内指定下車地ニ至ル迄ハ縣ニ於テ取扱ノ一切ヲ為ス地方事務所ハ指定下車地ニ於テ名簿ト共ニ人員其ノ他ノ引継ヲ受ケ之ヲ各町村ヘ輸送スベキモノトス

市ハ指定下車地ニ於テ名簿ト共ニ縣ヨリ人員其他ノ引継ヲ受クルモノトス

町村ハ豫メ地方事務所ニ届出タル地点ニテ名簿ト共二人員其他ノ引継ヲ受クルモノトス

(三)住宅

市町村ハ縣又ハ地方事務所ヨリ引揚民受入ノ割當通知ヲ受領シタル場合ハ速刻住宅トシテ供與スペキ家屋ヲ選定シ置クコトス

供與スペキ家屋ハ概不左ニ依ルコトノス

寺院、公會堂、離屋等

五、保護 〔省略〕

六、學童集團引揚取扱

(一) 方針

學童集團引揚トハ家族ヨリ隔離サレ教師其ノ他ニ引率サレタル國民學校初等科第三學年以上ノ學童ガ集團ヲナシ引揚ノ上轉入地ニ於テ其僕集團生活ヲ繼續スルヲ云フ

學童集團引揚ノ受入及保護ニ付テハ本項ニ定ムルモノノ外他ノ各項ヲ適用スルモノトス

(二)受入及保護

イ、宿舎

居住スペキ宿舎ハ縣ニ於テ指定シ宿舎迄ノ取扱ハ縣ニ於テ之ヲ為スモノトス
ロ、保護

保護取扱ニ付テハ概ネ縣ニ於テ之ヲナスモ地方事務所、市町村、警察署、國民學校ハ縣ノ指示ニ從ヒ協力ス
ルモノトス

ハ、経費

縣ヨリ指示アリタル場合ハ市町村ハ之力保護ニ関シ一時繰替支拂ヲ爲スコトアルベシ

七、経費

引揚民ノ輸送、一時宿泊、及保護ニ要スル経費ハ凡テ政府ニ於テ負擔スルモノトルモ市町村ニ於テ一時繰替支拂
ヲ爲スモノトス但保護ノ限度ヲ超ヘ支出シタル場合ハ其ノ限度ニ於テ支拂ヲ爲サザルコトアルベシ

八、中央本部ニ對スル援助

市、町村、又ハ地方事務所ハ縣ノ指示ニ依リ中央本部ニ對シ人員ノ援助ヲ為スペキコトノス但此ノ場合旅費ハ縣ニ
テ負擔ス

「沖縄縣引揚民保護対策要綱」によれば、対象となる「引揚民」の定義は「沖縄縣在住者ニシテ概ネ六十歳以上ノ老齢者、
十二歳以下ノ児童及幼兒並ニ婦女」で、「政府ノ指示ニ依リ本縣ニ轉入ヲ命セラレタル者」であった。緣故疎開では政府指示
で転入ということは考えにくく、主な「引揚民」としては無縁故疎開者を想定していたと見られる。

「要綱」は、疎開事務統轄のため県庁内に「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」を置くことを定めている。この中央本部は「引揚民ノ受入及保護」について地方事務所（県の出先機関）と市町村に對して指揮命令關係があつた。このことは、「三、機関」で「（二）地方事務所及市ハ縣ノ指示ニ基キ引揚民ノ受入及保護ヲ為ス」「（三）町村ハ縣及地方事務所ノ指示ニ基キ引揚民ノ受入及保護ヲ為ス」とあり、また「八、中央本部ニ對スル援助」の項目において「市、町村、又ハ地方事務所ハ縣ノ指示ニ依リ中央本部ニ對シ人員ノ援助ヲ為スベキコトゝス」とあることからも分かる。

受入は、縁故のある者は縁故先への勧奨を基本としていたが、無縁故者については県、地方事務所経由で市町村が受入れるものとした。揚陸地から大分県内の指定下車地に至るまでは県の担当、それ以後は地方事務所から市町村へ疎開者の名簿と人員の引継を行ふ事が取り決められた。

住居については、県からの割当通知を元に市町村が寺院、公会堂、離屋等を供与することとした。学童疎開についても別項を設けていたが、宿舎やその他の保護取り扱いについては大部分を県の業務として行うこととしていた。

業務の経費は政府負担ということを明記しているが、暫定的に受入市町村の繰替支払としていた。市町村支払に対する県からの補助等の規定はない。また、大分県の引受は大半が無縁故者であり、「無縁故者ハ縣及地方事務所ノ手續ヲ經由シ市町村ニ於テ受入ルモノトス」との受入方針によつて、住居斡旋・供与など実際の業務が市町村に集中したことが想定できる。

これまでの先行研究では、昭和十九年二月十日の「大分縣疎開地方轉出者取扱要綱」と「大分縣疎開地方轉出者斡旋本部」によつて沖縄疎開関係事務を大分県は行つていたとされていたが、沖縄疎開関係の要綱と事務統轄機関の存在は、それらとは別組織で大分県が関係事務を行つていたことを示すのである。

三、「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」の組織と活動

沖縄県疎開者の受入及び保護に関して県庁内に設けられた「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」の組織はどのようなも

のだろうか。

沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部規程(36)

第一條 沖縄縣引揚民受入及保護ノ爲縣庁〔廳〕内(内政部兵事厚生課)ニ沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部(以下中央本部ト稱ス)ヲ設置ス

第二條 中央本部ノ業務ハ概ね左ノ通トス

- 一、引揚民ノ受取及指定下車地迄ノ輸送
- 二、引揚民ノ居住指定
- 三、引揚民ノ生活保護
- 四、引揚學童ノ就学転学其ノ他學事一般
- 五、引揚民ニ対スル主食糧食其ノ他生活必需物資ノ給與
- 六、就職斡旋及職業指導

第三條 中央本部ハ本部長之ヲ統轄總理ス

本部長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 中央本部ニ副本部長ヲ置ク

副本部長ハ内政部長ヲ以テ之ニ充ツ
副本部長ハ本部長ヲ補佐シ本部長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第五條 中央本部ニ參與ヲ置ク

參與ハ警察部長、經濟第一部長、經濟第二部長ヲ以テ之ニ充ツ
參與ハ本部長ノ要請ニ依リ協議ニ参画スルモノトス

第六條 中央本部ニ左ノ係ヲ置ク

総務係

保護係

地方係

輸送係

宿舎係

医療係

學童係

食糧係

物資係

職業係

豫算係

出納係

係長ハ本部長ノ命ヲ受ケ所屬係員ヲ指揮監督シ係事務ヲ処理ス

係長ハ關係課長ヲ以テ之ニ充ツ、各係長及事務分掌ハ別表ニ依リ之ヲ定ム

第七條 各係長事務遂行ニツキ係員ニテハ不可能ト認メタ場合ハ補助員ノ派遣申請ヲ爲スコトヲ得

本部長前項ノ申請ヲ妥当ト認メタル場合ハ各參與ニ協議ノ上所管部内ヨリ補助員ヲ派遣セシムルモノトス

〔第七條以下省略〕

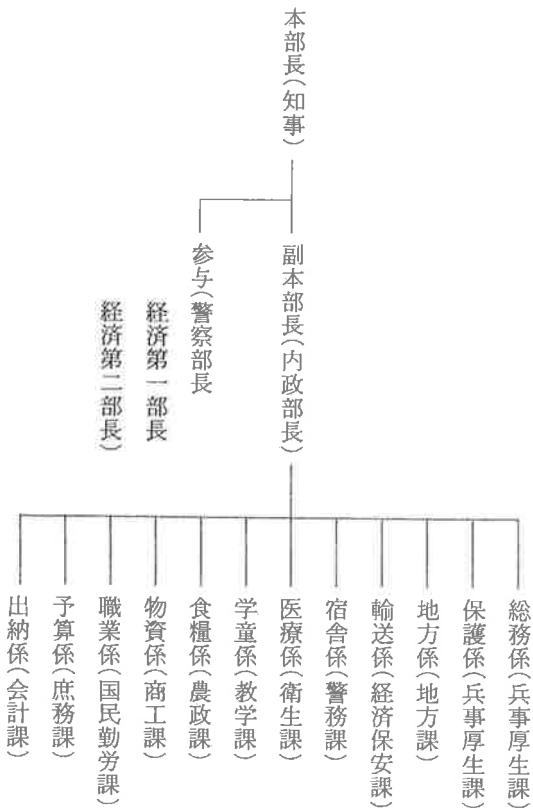
「沖縄縣引揚民保護対策要綱」では「三、機関」において「本要綱ニ基ク事務ヲ統轄スル為縣ニ沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部(以下中央本部ト稱ス)ヲ置ク」としているが、「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部規程」によれば、より具体的に第一条で「沖縄縣引揚民受入及保護ノ爲縣」〔廳〕内(内政部兵事厚生課)ニ沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部(以下中央本部ト稱ス)ヲ設置ス」と内政部兵事厚生課に本部が定められている。

第二条で取扱業務は、大分県までの疎開者輸送、衣食住の援助、学校事務や就職等の斡旋指導などとなつてゐる。取扱業務に揚陸地から大分県内までの疎開者輸送が新たに加わつてゐる点に注意したい。その他の業務範囲は八月四日に出された「沖縄縣々外轉出者受入ニ關スル件」の通牒にある「防空重要都市疎開転出者同様家居、就職、轉入學等ノ斡旋供與ニ付格段ノ配意ヲ拂ハレ度」の部分とほぼ同じである。担当業務は同じだが、一か月の間に業務主体が新設されている。

第三条で大分県知事が本部長を務め、第四条で副本部長に内政部長、第五条で警察部長、經濟第一、第二部長を参与とする事が定められている。第六条では中央本部に「総務係・保護係・地方係・輸送係・宿舎係・醫療係・学童係・食糧係・物資係・

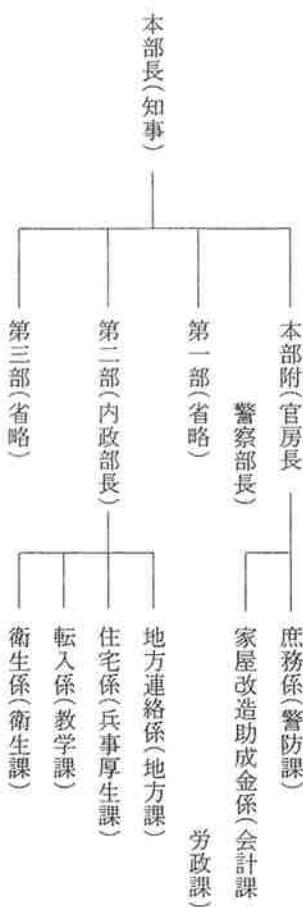
職業係・予算係・出納係」の各係を置くこととした。第七条では業務遂行のための補助員派遣申請の手続が決められている。「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部規程」及び「保護対策本部ノ機構及事務分掌」⁽³⁷⁾をもとに機構図を復元すると次のようになる(図1)。

(図1) 「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」機構図



先行する形で県庁内に設置されていた「大分縣疎開地方轉出者斡旋本部」は、「大分縣廳(警防課)ニ大分縣疎開地方轉出者斡旋本部(以下本部ト稱ス)ヲ設置ス」とあるように警察部警防課に本部が置かれ、内政部に属する兵事厚生課は、内政部所管の第二部住宅係として「住宅建物ノ斡旋ニ關スル事項」を担当する一部署に過ぎなかつた⁽³⁸⁾(図2)。

(図2) 「大分縣疎開地方轉出者斡旋本部」機構図



一方「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」では警察部警防課と労政課は機構に加わらず、警務課と經濟保安課と国民勤労課が加わっている。「保護対策本部ノ機構及事務分掌」で兵事厚生課と警務課經濟保安課の事務分掌を比較すると(表1)、総務係と保護係を兵事厚生課が担当し、各方面への連絡(警察署を除く)、居住地指定、他の係の管掌外事項の取り扱い、生活保護を管掌していたことが分かる。兵事厚生課は社寺兵事課に代わって設置された課で、救護法による救護、罹災救助及び水難救護、住宅の供給、戦時災害保護法に関する事項など、救護・援護関係の事務を元來管掌していた。⁽³⁹⁾一方、宿舎係を担当す

(表1)

係名	係長	分掌事務
總務係	兵事厚生課長	總括的連絡ニ関スル事項引揚者居住地指定ニ関スル事項他ノ係ニ属セザル事項
保護係	兵事厚生課長	生活保護ニ関スル事項
輸送係	(中略)	鐵道當局トノ折衝ニ関スル事項 其ノ他一般輸送ニ関スル事項
宿舎係	警務課長	縣内一時滯在地宿舎ニ関スル事項 各警察署トノ連絡ニ関スル事項

(以下略)

〔「保護對策本部ノ機構及事務分掌」を一部加工〕

る警務課の業務は一時滯在地宿舎に関する事項など、県内疎開を進める機構内では重要度が低い。逆に重要度の高い輸送業務に関しては、輸送業務を所管する經濟保安課が担当する。警察部は各課の分掌に基づき必要であれば専門の課を機構に編成している。

「沖縄縣引揚民保護對策大分縣中央本部」では「本部長ヲ補佐シ本部長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス」(規程第四条)と職務代理権限を持つ副本部長を内政部長が務め、警察部長は参与に止まる(規程第五条)。九州地方行政協議会では、八月二日の疎開事務協議で各県内政部長を招集するなど、当初から警察部ではなく内政部主導に受入態勢の整備を考えていたと見られるが、大分県では主に内政部と地方事務所、各市町村で受入を行う態勢を構築し、内政部兵事厚生課が中央本部の主体となつて機能することになった。

次に實際の文書から、昭和十九年九月の大分県庁内における沖縄疎開受入の動きを見る。

兵厚第五一九九(40)
號

昭和十九年九月六日

大分縣兵事厚生課長（兵事厚生課長印）

内政部文書課長殿

沖繩縣引揚民受入援助方ノ件

沖繩縣引揚民受入ノ為左記ニ依リ貴課員ヨリ出張援助相願度此段及御依頼候也
記

- 一、出張地 鹿児島市又ハ長崎市
- 二、滞在日数 概々拾日
- 三、資格 頑健ニシテ労務ニ適スル事
- 四、経費 別途支出
- 五、援助員數 壱名 上田属ヲ出張セシム
- 六、援助員ノ準備態勢 保護対策中央本部ヨリ電話アリ次第速日出発ノ用意アリタシ

九月六日付けで、兵事厚生課長から内政部文書課長に対し「沖繩縣引揚民受入ノ為」職員の派遣を要請している。先に見たように、疎開関係の総括的連絡は兵事厚生課より各課へ伝達されることとなつていたが、この文書は連絡系統を裏付けるも

のである。「沖縄縣引揚民保護対策要綱」によつて、揚陸地から大分県内までの疎開者取り扱いは県の担当となつてゐたが、県庁職員の援助員としての派遣は「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部規程」第七条の手続に沿うものだつた。出張地の鹿児島市、長崎市は沖縄からの疎開船の到着揚陸地であり、「保護対策中央本部」からの連絡によつていずれかへ向かい、疎開者受入に当たることになつてゐた事が分かる。

ここで留意したいのは、昭和十九年九月十九日の「沖縄縣引揚民ノ受入及保護ニ関スル件」で「沖縄縣引揚民保護対策要綱」が伝達される以前の九月六日には、保護対策中央本部の活動がすでに見られることである。この文書によつて、職員派遣の依頼が兵事厚生課から出されている、つまり実際の業務で兵事厚生課が主体となつてゐることと、受入に関して「保護対策中央本部」の活動が裏付けられるのである。⁽⁴¹⁾

次に『大分県教育百年史』⁽⁴²⁾の疎開関係の記述を検討する。

沖縄県からも約二千名受け入れてゐるが、これは一般疎開であつて学童疎開ではないから、二千名のうちに学童がどの程度含まれていたかはつきりしない。「中略」大分県では、社会教育課の下郡平治外一名が沖縄県集団疎開対策を命ぜられて鹿児島市まで出向いてその任に当たつてゐる。下郡平治の話によると、一九年八月に五船便計二千名を、とりあえず熊本県日奈久温泉に収容したのち、県下の市町村に割り当てた。豊肥沿線が比較的多かつたそうである。疎開先では町村長のあつ旋で寺院、部落集会所、個人農家などで疎開生活をしていたが、終戦後ほとんどのが沖縄に引き揚げた。

『大分県教育百年史』では沖縄からの疎開者を二千名としているが、長野浩典氏の調査では大分には一万人前後沖縄からの疎開者がいたことが報告されている。⁽⁴³⁾また昭和十九年当時、県庁機構に社会教育課は存在せず、業務は教学課に引き継がれていた。

た。大分県庁において沖縄疎開の受入を担つたのは「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」であり、本部は兵事厚生課に置かれていた。市町村割当による無縁故者受入が始まつたのは九月であり、それまでは宮崎県・熊本県が受入担当県であつた。学童疎開に関しては九月中旬に宮崎県が受入限界となつてゐる。

以上検討すべき疑問点が幾つかあるが、市町村への割当と寺院などへの住居斡旋の記述は、学童疎開の場合各市町村史(誌)⁽⁴³⁾等で充分裏付けられるし、揚陸地の鹿児島市から県内市町村到着までの経緯は当事者しか分からぬ情報を含んでゐる。

これまでの調査を元にすれば、現段階での仮説として、機構改正以前社会教育課に所属していた教学課職員が、「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」から援助員を依頼され、鹿児島市へ出張し受入業務を行つたと考えられる。事前折衝など受入準備に動いたとすれば、十九年八月の日付も八月下旬と解釈できる。

おわりに—縦と横の連携解明の必要性—

大分県の沖縄疎開への対応は、従来から県庁内に設置されていた「大分縣疎開地方轉出者斡旋本部」を中心とするものから、一ヶ月間で「沖縄縣引揚民保護対策要綱」を決定し、「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部」を中心として業務を推進するものへ変化したことが分かつた。調査の出発点である早川知事や県幹部の関与については解明不十分であつたが、結果的に早川知事は昭和十九年九月に対策要綱を決定し、受入の道筋をつけて十月に転任したことになる。今後何らかの形で関係者の史料公開が望まれる。

今回の調査で、県の対策要綱と業務主体は判明した。課題は縦の連携を見るために地方事務所と県内各市町村の受入態勢の解明である。

保護対策中央本部では、地方事務所や市町村に対し受入の協議会を開催するため準備資料を作成しているが、「沖縄縣引揚民受入及保護ニ関スル地方事務所別協議會提示要項」⁽⁴⁴⁾では指示事項として「五、地方事務所ノ受入及保護対策確立ニ関スル件」

「六、市及町村ノ受入及保護對策確立ニ関スル件」が挙げられている。先に挙げた「沖縄縣引揚民保護對策要綱」では、住宅の供給、関係経費の繰替負担など第一線の市町村担当部分に重要なものが多いため、これらの事は業務遂行の為の組織が各市町村に設置された可能性を示すものだ。また経費負担に関しては原剛氏の研究に詳しいが、國費負担の予定が大幅に遅れ、何ら措置が取られないままになっていたのが実状であった。その間大分県や市町村がどのように対処したのか裏付けることは重要である。

もう一つの課題は、横の連携の解明である。具体的には受入側の鹿児島、宮崎、熊本、大分四県の動きを整理することである。大分県と他の三県との事務連絡はどのように行われたのか、揚陸地の鹿児島市での大分県職員による受入活動はどのようなものだったのか、これらることは今後ぜひ解明されるべき点である。

註

- (1) 『沖縄県史』第8巻各論編7『沖縄戦通史、第二章第四節「疎開』(一九七一年)
- (2) 野里洋編『昭和十六年早川元・沖縄県知事日記』(おきなわ文庫、ひるぎ社、一九八五年)、同著『汚名 第二十六代沖縄県知事泉守紀』(講談社、一九九三年)
- (3) 大城将保「戦時トの沖縄県政－昭和十八年知事事務引継書の周辺－」『沖縄史料編集所紀要』第2号、一九七七年
- (4) 荒井紀雄『戦さ世の県庁』、一九九二年
- (5) 原剛「沖縄戦における県民の県外疎開」『第二次世界大戦(三)終戦』軍事史学会編、錦正社、一九九五年
- (6) 三上謙一郎「記録による沖縄からの学童集団疎開」『宮崎県地方史研究紀要』第十七輯、宮崎県立図書館、一九九一年
- (7) 『宮崎県史』通史編近現代2、第7章第六節第一項「南西諸島からの疎開』(二〇〇〇年)
- (8) 各市町村史(誌)と刊行年は以下の通り。『津久見市誌』(一九八五年)、『直入町誌』(一九八四年)、『萩町史』(一九九一年)、『弥生町

誌』（一九九六年）、『直川村誌』（一九九七年）。大分県内において、近現代史料が自治体史編纂に伴って公開、活字化されて来なかつたことは、飯沼賢司氏が稲葉家文書収蔵記念シンポジウムで問題点として指摘し、第三次『大分県史料』として近世以降の史料の公開が今後の課題としている（「地域における史料保存の軌跡と課題」）『史料館研究紀要』第4号、大分県立先哲史料館、一九九九年）。近現代史料の所在確認と公開が急務なのは、自治体史編纂に伴つて史料内容が記録活字化される前に原本廃棄や消滅などの事態になつた場合、記載された史料内容も同時に失われる恐れがあるからだ。現在進んでる市町村合併はその最たる事態であり、近現代史料である公文書や行政資料の安易な廃棄が行われれば、将来地域の記憶に空白をもたらすことを担当者は認識すべきである。

- (9) 『大分県教育百年史』第二巻通史編(2)（大分県教育委員会、一九七六年）九六頁
- (10) 長野浩典「太平洋戦争末期における沖縄住民の疎開と大分」『大分県地方史』一六九号、一九九八年
- (11) 『大分合同新聞』昭和十八年七月十五日付
- (12) 『昭和十八年大分縣通常縣会速記録 第四號』（大分県立先哲史料館所蔵）、昭和十八年十二月一日の質問（一三三—一三四頁）。
- (13) 野里註（2）前掲書（一九八五年）六八頁、一三二頁、一四四頁。
- (14) 「昭和十八年知事事務引継書類」『沖縄県史料』近代1、一九七八年
- (15) 『鉄の暴風－沖縄戦記』（沖縄タイムス社編、一九五〇年）九頁。野里註（2）前掲書（一九九三年）でも「早川元は頭髪を短く刈り、いつも国民服を着た謹厳実直な官吏。いかにも戦時体制の指導者らしい大政翼賛型の知事」（一九頁）とある。
- (16) 『朝日年鑑』昭和二十年版（復刻版21、日本図書センター、一九九七年）二五二頁
- (17) 浦崎純『消えた沖縄県』（沖縄時事出版社、一九六五年）六五頁
- (18) 野里註（2）前掲書（一九八五年）一三頁
- (19) 『大分合同新聞』昭和十九年十月五日付
- (20) 浦崎註（17）前掲書一六頁

(21) 原註(5)前掲論文

(22) 昭和十八—十九年「縣務引繼書」(宮崎県所蔵)所収の「社會課所管事務引繼書」。なおこの史料については、宮崎県立総合博物館の柳本

郁朗氏より提供を受けた。

- (23) 浦崎註(17)前掲書三一頁
- (24) 註(7)前掲書六一五頁
- (25) 浦崎註(17)前掲書五三頁
- (26) 註(22)前掲書類
- (27) 『吉田茂』(吉田茂伝記刊行編輯委員会、一九六九年)二四〇頁
- (28) 近衛文麿の秘書官であった細川護貞の日記には昭和十九年七月九日に「サイバンは既に敵手に落ちたこと。次の敵の進攻は琉球なるやも知れざること等、昨日富田氏(富田健治・貴族院議員)の話なりき」とある(『細川日記』上巻二六〇頁、中公文庫、一九七九年初版・一〇〇二年改版)。
- (29) 註(1)前掲書一八三頁
- (30) 「大政翼賛会沖縄県支部と私」『那覇市史』資料篇3巻7、一九八一年
- (31) 註(22)前掲書類
- (32) 『大分縣報』第二〇〇四号所収(大分県公文書館所蔵、以下同)
- (33) 三上註(6)前掲論文
- (34) 同右。荒井紀雄氏も同電報から宮崎県の受入を九月中旬までとしている。註(4)前掲書二二頁。
- (35) 昭和十八—二十年「例規」(大分県公文書館所蔵、以下同)所収「沖縄縣引揚民ノ受入及保護ニ關スル件」
- (36) 註(35)前掲簿冊所収「沖縄縣引揚民保護対策大分縣中央本部規程」

(37) 註(35)前掲簿冊所収「保護対策本部ノ機構及事務分掌」

(38) 『大分縣報』第一九五四号所収

(39) 註(35)前掲簿冊所収「大分縣處務細則改正」(昭和十八年九月二十一日、訓令第一四五四号)

(40) 註(35)前掲簿冊所収「沖繩縣引揚民受入援助方ノ件」

(41) 註(9)前掲書九六頁

(42) 長野註(10)前掲論文

(43) 註(8)各市町村史(誌)の内、『弥生町誌』第4編第1章第五節「沖縄集団疎開児童」では、昭和十九年九月から沖縄県の国民学校四校が

寺院などに宿泊。『直川村誌』第二編第四章「戦況の悪化と沖縄疎開児童の受け入れ」では昭和十九年九月中旬から二校が寺院に宿泊。

『琉球史料』第3集教育編「集団引揚学童引率教員服務」の「添書」(琉球政府文教局、一九五八年、一九八八年復刻)には「宮崎県、大分県ニ於テハ作法室又ハ寺院ニテ自活ノ形式ヲ取レリ」と報告されている。

(44) 註(35)前掲簿冊所収「沖縄縣引揚民受入及保護ニ関スル地方事務所別協議會提示要項」。この協議會での注意事項として保護対策中央本

部は「一、人心ノ動搖防止ニ関スル件」「二、流言蜚語抑止ニ関スル件」「三、新聞發表禁止ニ関スル件」を挙げている。県は市町村に対しても新聞發表禁止を求めており、当時の新聞に疎開記事が現れない理由が大分県でも確認できる。

(45) 原註(5)前掲論文

※付記 文中の史料保存に関する見解は筆者個人の見解であり、大分県公文書館の見解ではないことをおことわりします。